

彙報

◎道路改良費減廢對策

△緊急理事會を開く▽

濫澤顧問 山田理事各大臣訪問

現内閣は組閣當時聲明した行政財政の整理方針に則り、大正十四年度豫算を編製することゝ爲り、内閣に整理委員を設けて之が實行案を作製せしめた。其の案の内容は絶対秘密に附せられて居るが、本會の探聞する所に依ると、大正九年度に於て 本會が極力奔走の上樹立せしめた、全國道路改良政策を根本的に廢止し、大正十四年度に於ては道路改良費全部を否認する意見であつたので、九月十一日午後五時より丸ノ内日本俱樂部に緊急理事會を開いた。

水野會長始め各理事十數名出席、現内閣の財政方針が一も節約二も節約に出て、唯だ經費を減少すれば夫れで事足るものと爲し、税源を涵養するに足る事業であると、民力を増進する事業であるとに頓著なく廢止若くは繰延を爲すが如きは餘り無謀の措置であつて、吾々の財政整理に關する意見と甚しい徑庭がある。殊に道路改良の補助費を廢止するが如きは

斷じて許すべからざるものであると都筑專任幹事より力説する處あり、直ちに事情を具して内閣關係大臣に警告するの必要ありと一決し、顧問濫澤子爵、理事山田英太郎兩氏に之が警告委員を願ふことに決定した。

右の決定に基き兩氏は九月十五日午後二時、加藤首相を永田町總理大臣官邸に訪問し、翌十六日午前八時には濱口藏相を官邸に訪問して、約一時間半に亙つて道路改良費の全廢すべからざる理由を陳述し、吾々が道路改良の必要なことを力説すること茲に六星霜、私心を排し私財を投じて之か改良の爲盡したる所以のものは、道路の良否が國民の經濟生活と、國家の行動に著しい反映を與ふるものであつて、之が改良を圖ること、夫れが國民の經濟力を増進せしむるものあるからである。從來の政府が財政の窮乏に逐はれつゝも尙且道路改良政策を實行し來つたのも、吾々が叙上の趣旨を以て之を鞭撻し、建議し、或は民論を喚起せしめた結果に外ならないのである。吾々は現内閣をして一日も其の存在を永からしめ、其の政策の實現を希望することに於て、人後に墜つるものではないが、財政整理の根本趣旨を忘れ、民力の涵養と増進とを促すに必要な事業を度外視する無謀の政策には絶対に贊成を表することが出来ない。若し此民論に耳を藉さずして、改

良費全廢の暴政を實行することがあつたならば、遺憾ながら現内閣の政策を謳歌することが出来ない。吾々は吾々の誠心の命する所に従つて、目的貫徹の手段を探るより外はないと随分強固な意見を陳述されたさうである。當時關係各大臣に提出した建議書と附帶理由は左の通りである。

## 建議書

道路ハ國民生活并經濟上重要ナル地位ヲ占メ其ノ良否ハ國運ノ隆替ニ反映スル所大ナルモノアルヲ以テ政府ハ曩ニ之ガ改良計畫ヲ樹立シ國道ヲ始メ地方道路ノ改良ヲ助成セラルル所アリ今ヤ各地ヲ舉ゲテ此ノ種事業ノ計畫ニ日モ亦足ラザルノ狀況ニ在ルハ本會ノ深ク満足トスル所ナリ。

然ルニ政府ハ財政緊縮ヲ圖ルノ必要上從來ノ計畫ヲ放棄シ大正十四年度道路改良費豫算ヲ削減セラルト聞ク政費ヲ節約シテ民力ノ涵養ニカムルハ現下ノ國情ニ照シ敢テ異論ナシ

ト雖之ガ爲產業ノ進展物價ノ引下ゲ國民ノ能率等ニ至大ノ效果ヲ齎スベキ事業ヲ廢止又ハ中止セシムルガ如キハ大ニ考慮ヲ要スベキ事案ナリト言ハザルヲ得ズ今道路改良費豫算ノ内容ヲ見ルニ國道ヲ始メ其ノ他府縣道街路等ノ如キ重要道路ノ改良ニ對スル補助其ノ大部ヲ占メ今ヤ何レモ工事ノ進行中ニ

在リ而カモ本改良費額ハ既ニ屢々削除セラレ補助金額ハ工事ノ進捗ニ應ズル能ハザルノ實狀ナルヲ以テ此ノ上更ニ豫算ノ廢止ヲ見ムカ地方ハ折角着手シタル工事ヲ廢止又ハ中止セザルベカラザルニ至リ爲ニ近時漸ク擡頭シタル道路改良ノ機運ヲ頓挫セシメ將來ニ於ケル改良ヲ著シク難澁ナラシムルニ至ルベク農村ノ開發ヲ阻害シ地方財政ノ經理ヲ困憊セシメ道路改良ト共ニ計畫サレタル民間事業ヲ不能ニ陥ラシメ沿道居住者ノ受クル損失等ハ舉ゲテ數フベカラザルモノアラム殊ニ着手中ニ屬スル事業ヲシテ半途廢止セシムルガ如キハ無益ノ國帑ヲ投シタルコトトナルベク軍事上ノ行動ハ勿論都市計畫事業ノ進捗ニ及ボス影響亦蓋シ尠少ナラザルベシ此ノ如キハ却テ政費節約ノ根本義ニ背反スルモノト認ムルヲ以テ政府ハ從來ノ計畫ヲ持續シ以テ道路改良事務ノ促進ヲ助成セラレムコトハ實ニ本會ノ切望シテ措カザル所ナリ茲ニ理事會ノ議決ヲ經建議候也

大正十三年九月十五日

道路改良會長水野鍊太郎

内閣總理大臣加藤高明殿

內務大臣若槻禮二郎殿

大藏大臣濱口雄幸殿

### 道路改良費廢止反對建議附帶理由

大正十四年度豫算は道路公債法の内容に屬する既定計畫額一千萬圓を以て經理するを適當と認むるも政府財政の關係上已むを得ず之を四百二十五萬圓に減額したる趣なるを以て暫く其の案に甘するの外なき状態なるに拘はらず尙この豫算を否認するが如きは吾人の斷じて許さざる所なりとす今若し本豫算の要求を認めざるに於ては左の重大なる結果を觀るに至るべし

#### 一 道路改良に頓挫を來し將來に於ける

之れが改良を難澁ならしむること

各地に於ける道路改良事業が十分ならずとは言へ今日の如き域に達したるは全く政府が之を助成したる結果に外ならざるを以て若し之を變更するに於ては折角擡頭したる計畫は一頓挫を來すのみならず現在國道は何れの日にか之を改良せざるべからざる運命を有するものなるを以て此時に方り改良事業を計畫せば現在より工費の増高を來すべく國道は全部國費支辨に屬せしむるの民論に聞かざるべからずして國道改良事業は爲に一層の難澁を告ぐるに至るべし

#### 二 農村の開發を阻害すること

近時發達したる自動車が地方交通に偉大なる効果を齎し地方農村生活に頗る大なる關係を有するに至り之が爲め地方道路の改良が昔時の鐵道敷設運動と相競て要求せらるる所以にして産業の進展上喜ぶべき現象を呈せむとする今日之が事業を廢止するは農村救済の政策と矛盾し地方開發を阻害すること頗る大なるものあり

#### 三 地方財政の經理を困難ならしむること

道路改良費豫算は政府財政の關係上地方が實際支出したる工事費に應じて補助することを得ずして工事完成後數年に亘りて補助を爲す實狀に在り而して府縣財政の經理に關しては後述するが如く土木局より補助豫定額の通知を受け之を根據として豫算を編製するが故に今之を廢止せむか地方は豫定の收入を得る能はず爲に歳入缺陷を生ずるに至る又或地方に於ては下級公共團體の寄附金若は受益者負擔金を財源の一部として工事を進行したるもの或は後に述ぶるが如き軌道會社の負擔に屬すべき部分を立替支出せるもの等は補助の廢止に因る工事中止に依り其の徵收を困難ならしめ地方財政を危殆ならしむるの虞あり。

#### 四 既往の工事が不經濟的支出に終ること

現に補助しつつある工事は既に完成したるものありと雖著

手中のもの其の大部分を占む是等は進工の程度區々たるも其の最も遅れたるものと雖既に用地の買収を了し橋梁に在りては橋脚工事に着手するものあるの状況にして補助を廢止せむか地方は豫定の収入を得ざるを以て必ずや工事を廢止するに至るべく斯では折角買収したる用地は其の目的を達せずして荒廢に任せざるべからず又橋梁に在りては河中に橋脚のみ樹立するの奇觀を呈すべく隧道に於ける卷立工の中止等何れも之に爲したる投資は無意味に終り經濟上寒心に堪へざるものあり

#### 五 民間事業を廢止せしむること

道路の改良を動機として道路交通を助勢すべき軌道を敷設せしむるは交通上得策とする所なるを以て道路管理者と軌道經營者と共同出捐の下に事業を進むるもの尠からず是等に在りては道路改良事業の廢止と共に軌道事業を廢止せざるべからざることと爲り此種民間事業に一大恐慌を與ふべく又道路管理者に於て既に軌道經營者より其の負擔に屬する費用を提供せしめ用地の買収を了したるもの又は道路管理者に於て是等費用を取替支出せるもの等あるを以て是等は其の返還又は請求に圖らざる問題を惹起するなるべし

#### 六 沿道居住者に損失を與ふること

土地買収に當りては新道附近は土地所有者は將來發展に依る利益を考慮して地方廳の土地買収に協力し或は比較的低廉に買収に應ずる者尠しとせず然るに事業を中止せむが此等地方民の國家團體に對する信頼を薄くするのみならず被買収者は不測の損失を蒙るとなる買収地居住者に付ても同様に將來の發展を豫期し低廉の移轉料を以て新道沿線に移轉するは普通の事例なり然るに今新道の工事を中止せむが此等の者は交通なき箇所或は荒廢せる道路敷に面して居住せざるを得ざる結果を生じ商店經營者等に取りては忍ぶ可らざる損失を與ふることとなるべし

#### 七 公約を無視したる誹を受くること

道路改良費は繼續費に非ざるを以て固より後年度の支出に付契約を爲すことを得ず又之を爲したるものに非ずと雖當初補助を爲すに方りては後年度に屬する大體の補助方針を示すに非ざれば地方廳は事業の計畫を樹立すること能はざるを以て道路會議の諮問を経て補助すべきものと決定したる工事に對しては其の大體に付土木局より通知する所ありたり固より契約に非ずと雖此の方針を指示したる以上は濫に之を廢止するが如きは適當に非ずして公約反の誹りを受くるに至るべし

### 八 軍事行動に不便を與ふること

目下施行中に屬する軍事國道は陸海軍の改良を要求する道路中最も改良の急に迫れるものを選択起工するに至りしものなるを以て之を廢止するに至らば必ずや軍事行動に支障を生ずるに至るべし

### 九 都市計畫事業の執行を難澁ならしむること

都市改造の基礎的施設は街路の改良に俟たざるべからざるを以て六大都市の街路改良に對し補助する所あり之が爲今日の如き都市計畫事業の漸進を觀るに至りたるものとす今之を廢止せば獨り街路の改良に止まらず一般都市計畫事業の促進に障礙を與ふべきは明かなるを以て何等かの方法に依り之を助勢せざるべからざること爲り本費用削減の目的は徹底せざるに至るべし

### 十 道路試験を廢止すること

我國に於ける道路技術は未だ幼稚の域を脱する能はず爲に各地に於て執行する道路工事にして著しく不經濟的築造を爲すもの尠からずして各種材料殊に我國産材料を以て我が氣候風土に適應する工法を研究するときは築造上は勿論維持修繕費に於ても多大の節約を爲し得べき餘地あり故に一般試験を行ひ其の結果を周知して完全なる工事を經濟的に施設せしむ

るの要切なるものあり依て土木試験所を設置したるものとす然るに之を廢止せむか僅々六萬餘圓の費用を節約するに止り其の結果は國庫より補助すると否とを問はず全國に於ける一般道路工事の成績に波及して之が爲に受くる損失は幾何なるや計り知るべからざるものあらむ。

### ◎利根川橋竣功式

九月十四日午前十時四號國道利根川に新に架設せられた利根川橋の竣功式が舉行せられ本會から木原理事(參謀本部第三部長)都筑專任幹事之に臨席し木原理事は會長代理として左の祝辭を朗讀せり。

### 祝 辭

利根川橋架設工事其ノ功ヲ竣ヘ本日茲ニ開通ノ式ヲ舉ケラルルニ遭フニ本橋架設ノ地點ハ陸羽街道ノ要樞ニ當リ交通運輸上其關スル所極メテ多ク嘗テ幕府時代ニ於テ一度船橋ノ架設セラレタルコトアリシト雖爾來纔ニ渡船ニ依リテ交通ノ連絡ヲ圖ルニ過キス遺憾トスルコト久シカリシカ今ヤ精巧ナル技術ト多額ノ費用トヲ以テ新式ニシテ堅牢ナル架橋ノ成ルヲ見ル蓋シ近ク完成スヘキ鬼怒川橋ト共ニ陸羽街道ニ於ケ

ル橋梁ノ双壁トシテ今後一般ノ福利増進ニ資スル所頗ル大ナルモノアルヘキヲ信ス

本會創立以來道路改良ノ必要ヲ力説シ之カ宣傳ニ勉ムル茲ニ年アリ今ヤ當局ノ努力ト地方人士ノ奮勵ト相俟ツテ改良計劃着々其歩ヲ進ムルノ秋本橋架設ノ竣功ヲ見タルハ邦家ノ爲誠ニ欣幸ニ堪ヘス竣功式ニ際シ一言祝意ヲ表シ併セテ長ヘニ其ノ效果ヲ收メモコトヲ望ム

大正十三年九月十四日

會長

### ◎豊平橋竣功式

八十餘萬の巨費と薄三年の星霜を閲して工を竣へた札幌浦河線豊平橋の竣功式は八月二十六日午前十一時より改築された新橋橋上の中央部で盛大に舉行せられた。是より先今日の盛典を觀んものと豊平橋指して蜡集する民衆無量六萬を數へた、聽て開式の號砲天に轟けば若槻内務大臣長岡土木局長を始め道内外貴衆兩院議員道會議員各官廳主腦者等總計四百餘名參集し宮澤宮司齋主となつて式を始め杉森札幌土木事務所長の工事報告土岐長官の式辭若槻内務大臣高岡札幌市長、佐藤北大總長、其他の祝辭朗讀、道路改良會長祝電の披露等あ

りて後、渡橋式に移り午後零時半全く式を閉ぢ、來賓一同中島公園なる豊平橋開通式協賛會主催の祝賀會に臨み高岡協賛會長の挨拶若槻内相の謝辭ありて直ちに立食の宴を開き歡を盡して二時過ぎ盛況裡に散會した。因に當日土岐長官の朗讀した式辭は左の如くであつた。(論愚生記)

### 式辭

豊平橋架設功を竣へ本日内務大臣閣下並に貴賓各位の賓臨を辱ふし茲に開通式を舉行することを得たるは洵に欣榮とする處なり抑豊平川の水源地は山岳峻嶒にして傾斜甚だ急なるを以て水流亦地勢に従つて奔馳し一朝豪雨あれば河水忽ち氾濫し架橋の墜落せること前後幾回なるを知らず殊に明治四十年の洪水は未曾有の慘害を極め之が復舊容易ならざりし爲暫く假橋を架して一時の急を濟ひ以て今日に及びり翻つて札幌市の趨勢を觀るに本道行政の中心文化の淵源たるのみならず商工業年を逐つて殷賑に赴き人口増加亦底止する所を知らず而して豊平橋は本市の東南に位し市邑村落に通ずる要路に當り人馬の往來頻繁にして肩摩轂擊の雜踏を極む加之市内電氣軌道は更に月寒方面に延長せんとするの計畫既に成れるあり蓋し完全なる豊平橋の架設は時運必至の要求にして其の緊

急一日を緩ふすべからざる状態にあり本廳乃ち此が直營の任務に膺り水勢の急激と過去の慘害に鑑み民衆の利便と本市將來の發展を考量し爰に永世不朽の計を樹て同時に國庫より多額の支出を仰ぎ一面本市の審附と相俟つて工事を進捗し全國に比類罕なる最新の工法に則り以て外觀實質共に間然する處なき橋梁を完成せしむることを得たり自今洪水の襲來するあるも爲に往來の遮斷せらるゝの憂なく交通の便利に加ふるに人心の安泰を以てし一橋茲に成りて衆心更に新なるものあり亦是れ大正聖代の恩資にして吾人の永く感銘して忘るべからざる處なりとす本市市民たる者發奮興起益々生業に勵み國富を進め以て此の惠澤に酬ゆる所なかるべからず聊か所懐を述べて式辭とす

大正十三年八月廿六日

北海道廳長官 土 岐 嘉 平

### ◎千住新橋開橋式舉行と協賛會

千住新橋架設に關する沿革の概要は別項工事紹介欄に記載の如くなるが、其の實施に當りては、或は經濟界の變動に伴ふ物價の騰貴、地盤の軟弱に依る設計の變更、その他大正十二年九月一日の大震災に基く財源の缺陷等幾多の困難に遭遇

したるものあるに拘らず、主任技術者以下工事の局に當りたる人々の奮勵努力と、内務省當路の不斷の援助とは勿論、關係地方有志の深甚なる同情の下に、本年六月に至りて漸く其の功を竣へ、所期の目的を貫徹し得るに至つたのである。是れより先、本橋の竣功近きに迫るや地元千住町に在りては、江東の野に於ける比儔罕なる本橋の架設を徳とし、大要左記組織の下に協賛會を設立し、永く其の竣功を記念し、併せて將來を祝福するため、開橋祝賀式を舉行するの議を決し、本年六月貳拾日を期して、莊嚴なる式典、盛大なる祝賀會を舉行せり。

#### 千住新橋開橋式協賛會組織の概要

同會は千住新橋開橋式協賛會と稱し、事務所を千住町役場内に置き、千住新橋の開通を記念すると共に、舉式の興趣を添ふる爲め、價金拾圓以上の金品を寄附する者を以て組織し其事業の概目は

- 一、式場の設備及び裝飾に關する事。
- 一、記念品の作製其の他興趣に關する事。
- 一、來賓の接待及之れに對應する設備をなす事。

#### 役員

會長 壹名 副會長 參名 委員 若干名  
會長副會長は、委員會に於て之を選擧す。

委員は、千住町名譽職全部を以て之れに充つ。

會長は、會務を總理し協賛會全部を代表す。

副會長は、會長を補佐し、會長事故あるときは其の職務を代理す。

委員は、本會々務に關し協議並に實行に従事す。

本會の役員は、名譽職とす。

本會の經費は、寄附金を以て之れに充つ。

本會は其の目的を達したる後之れを解散す。

### 附 則

本規則に掲ぐるもの、外、必要なる事項は會長之を定む。

斯して式典は大正拾參年六月貳拾日午前拾壹時より執り行はれた。是れより先、協賛會に於ては、右式場に充つる爲め

本橋々畔放水路左岸堤防上に、瀟洒なる約貳拾餘坪の式壇を設けられ、齋主鈴木修二郎氏、副齋主渡義彦氏は祭主參名、

伶人參名を率ゐて着席、莊嚴なる降神の儀を行ひ、續て奏樂裡に獻饌、齋主恭しく祭詞を奏し、終て知事以下參列諸員玉

串を捧げ、再び奏樂裡に撤饌式を閉づるや、直に協賛會長名倉謙藏氏司會の下に、祝賀會に移り、會長の開會辭に續て、

工事監督の局に當りたる東京府技師宇都宮正登氏の工事報告知事の告辭に續て道路改良會長、郡長、警察署長、代議士、府

會議員等の祝辭終りて直に渡初の儀を行ひ、正裝せる左記參組の夫婦を先頭に、來賓一同之に續き、右岸より左岸に、また左岸より右岸に壹往復の上目出たく式宴に移り、祭典の莊嚴なる。渡初の古典的なる。孰も人をして襟を正さしむるものがあつた。

參 夫婦氏名

南足立郡千住町大字千住貳丁目六二五

菅原久次郎

同 久五郎

同 清太郎

祝賀會場と餘興

祝賀會場は本橋下放水路敷を以て之れに充て、ビール、サンドウィッチ、サイダー。鮎すゞめ、壽司、菓子、バナナ等の模擬店を設け、盛に客を呼び、興趣洋々、歡談時を移し、初夏の快晴と共に歸るを忘れしめたのである。更に餘興としては花火、素人角力、擊劍、手踊等の外、市内各學校生徒の旗行列、在郷軍人、青年團員等の提灯行列などとりくの催



しあり、千住町一圓は藹々たる和氣に包まれ、歡樂の巷と化した。

所 感

惟ふに道路、橋梁、河川、堤防の新築、改修等、直接民衆の利害に關係ある事項を處理するを任務とする者は、其の計畫の施行に當りて、幾多不慮の障害に遭遇するを感らざるべからず、成功の困難なる、蓋し同一境遇にあるものにあらずれば想像し易からざるものがある。而も一たび工事の竣功を告げ、這般の如く關係地方に於て衷心之れが感謝の意を表せらるゝに逢ふや其の喜悅と誇りとは、曩日の勞苦に反して自から禁ずる能はざるものあるは、是れ亦同一境遇の下にある者なくんば蓋し味得し得ない所であらう。一時の感激を空しくせず、未來永劫是等公共的施設を愛護し尊重し、以て社會公共の福利を増進せらるゝあらば、吾々の満足之に過ぎないのである。

◎大井川橋架設工事繼續に關する陳情

靜岡縣島田、金谷兩町民の運動

我國交通の要衝である東海道は曩に安部、富士兩川の架橋

竣成し、殘る大井川の架橋工事も今春起工して以來着々進工しつゝあるのであるが、今回政府の財政緊縮方針の結果萬一補助費にして削減せらるゝに至らんか、折角進行しつゝある工事も或は中止せらるゝの運命に陥るやも計り難く、斯くては交通上や地方啓發上遺憾の次第であるとして關係島田、金谷兩町では、過般島田町長置鹽藤四郎、金谷町長塚本良一郎外數氏をして上京せしめ、之が架設續行に就きて當局に陳情したさうであるが、更に兩町では夫々町會を召集して上京委員より其の運動の經過を聽取したる後引續いて今後の方針に付協議を重ねたる結果何れも財政整理の爲如何に大斧鉞を加へらるゝとも該工事を中止倘くは延期せらるゝが如きことあらば、交通上は言ふに及ばず地方開發に産業の隆昌に甚大の損失を與ふるものあるを以て極力繼續運動を爲すことに一決し、且つ左記の如き陳情書案を滿場一致を以て可決、直に之作製して内務、大藏兩大臣に郵送することゝした。尙十月初旬には再度委員を上京せしめて極力初志の貫徹に努むるさうである。

財政緊縮方針の内容として道路改良費の全廢が報せらるゝや、早くも補助工事關係の各方面では續々之が對策に付き協議せられ、夫々工事繼續に關し當局の反省を促さんが爲め。

此種運動を惹起せんとする機運を醸成するに至つたのは、吾々同志の頗る意を強うする所であると共に、吾々は此際各地の同志が糾合して此種の運動を起して當局を動し、所期の目的を達成する爲に健闘せらんことを祈る次第である。

## 陳、情、書

國道交通ノ要衝タル東海道大井川鐵橋ハ曩ニ架橋ノ計畫樹立セラレ今春起工相成著々工事進捗セララルニ至レルモ國家財政緊縮ノ爲メ萬一工事中止尙クハ延期セララルニ於テハ地方開發に至大ノ影響アルノミナラズ軍隊行軍等ニ於テハ遠ク海岸ヲ迂回スルノ不便ヲ致シ殊ニ安倍川富士川ノ兩橋竣功ノ今日連絡上遺憾固ヨリ言フヲ待タズ實ニ國道交通上憂慮ニ堪ヘズ候間右工事御中止尙クハ延期無之様懇願ノ至リニ堪ヘズ候茲ニ兩町會ノ決議ヲ以テ謹シテ陳情候也

大正十三年 月 日

島田町長 置鹽藤四郎

金谷町長 塚本良一郎

内務大臣 宛

大藏大臣

## ◎東都震燒地區劃整理近況

莫大な費用を投じ多數の係員が區劃整理に従事して居るが復興局の區劃整理は行詰らんとして居る、計劃は出來ても實行になつて非常に困難に陥る、即ち第一復興の計畫は既に好機を逸てし居る、少くとも半歲以内に大體案でも公にされて居つたならば實行は餘程樂に行つたかと思はれるが今日では時既に遅しである、第二、當局既に立遅れであるから民意を掬んでやらなければ仕事は六ヶ敷いのである委員の意見がまた甚だ變移して居るので折角委員などを選擧して出しても最も公平無私に國家永久の根本策に合致するや頗る考慮を要するのであるが今日迄に於て略決定した區劃整理豫定表は左の如くである。

第一出張所（京橋、麴町、芝、赤坂）◇十七地區（京橋區北横町、南横町、桶町、南大工町、南鍛冶町、五郎兵衛町、北紺屋町、大根河岸、南傳馬町一丁目、三丁目、疊町、中橋廣小路、中橋和泉町、鈴木町、稻葉町、常盤町、柳町、具足町、炭町、竹河岸、本材木町二丁目、本材河岸、城邊河岸、以上八月換地位置決定、十月換地面積決定、十一月確定圖作製（換地面積決定から確圖定作製の間に抗い打があり次で移

轉命令が出る)

◇四地區(麴町區有樂町一丁目的一部、二丁目的一部、三丁目

以上八月換地位置決定、十月換地面積決定、十二月確定圖作製

◇十れ地區(京橋) 廿三地區(麴町) 廿一地區(京橋) 大川

端町、南新堀一二丁目、富島町、鹽町、濱町、四日市町、銀

町、一二丁目、靈岸町、川口町、長崎町一二丁目、東港町一

二丁目、越前堀一二丁目、新船松町、將監河岸、稻荷河岸、

南新堀河岸、北新河岸、南新河岸、越前堀河岸) 廿三地區(麴

町内幸町一丁目的一部) 廿一地區(京橋) 新富町三丁目の一

部、四丁目、六丁目的一部、七丁目、入船町一二三四五六丁

目、南八丁堀一丁目的一部、二三四丁目、本港町の一部、新港

町一二三四五丁目、船松町、ミナト河岸、新富河岸、船松河

岸)

以上三地區八月換地位置決定、十一月換地面積決定、十四

年一月確定圖作製

◇十八地區(京橋) 廿七地區(赤坂) 松屋町一二三丁目、高

代町、岡崎町一二丁目、元島町、水谷町、八丁堀仲町、永島

町、日比谷町、幸町、長澤町、本八丁堀一、五丁目、北櫻河

岸、楓河岸、龜島河岸、廿七地區(溜池町、田町一一七丁目、

新町一二三丁目)

以上二地區八月換地位置決定、十二月換地面積決定、十四年  
二月確定圖作製

◇廿地區(京橋) 廿二地區(京橋) 廿五地區(芝) 廿地區(元

數寄屋町一二三四丁目、三十間堀一二三丁目、女町、尾張

町、一二丁目、木抱町一丁目一十丁目、山下町、山城町、加賀

町、八官町、丸屋町、日吉町、出雲町。竹川町、南金六町、

惣十郎町、瀧山町、南佐柄木町、南鍋町一二丁目、東豐玉河

岸西豐玉河岸、西紺屋町、南紺屋町、弓町、銀座一二三四丁

目、新肴町、彌左衛門町、鎗矢町、金六町、南水谷町、新富

町一二五丁目、新富町三丁目の一部、白魚河岸、蛤河岸南櫻

河岸の一部、南八丁堀一丁目的一部)

◇廿二地區(京橋) 築地一二三丁目、南小田原町一丁目的一部

二三四丁目、小田原河岸の一部、上柳原町、南木郷町、南飯

田町、南飯田河岸) 廿五地區(芝公園の一部、愛宕町一一四

丁目、田村町、西久保櫻川町の一部、西久保巴町の一部、西

久保明船町の一部、暮出町の一部)

以上三地區十月換地位置決定、十四年一月換地面積決定、三

月確定圖作製

◇廿四地區(芝) ◇廿六地區(芝) 宇田川町の一部、潮留町

の一部、二丁目の一部、柴井町、露月町、源助町、芝口一二

丁目、日蔭町一二丁目、二葉町、烏森町、新幸町、愛宕下町  
一―四丁目、新菱座町の一部(港町、土手跡町、新網町、  
濱松町一―四丁目、新菱座町の一部、宇田川町の一部。

宇田川横町、神明町三島町、宮本町、本軒町、仲門前一二三  
丁目、片門前町一二丁目、北金杉河岸、芝公園地の一部)  
以上二地區十一月換地面積決定、四月確定圖作製

◇第二出張所(神田、日本橋、麴町)◇第六地區(神田)第十  
六地區(日本橋)七月換地位置決定、八月換地面積決定、九月  
確定圖作製、六地區(神田)猿樂町一丁目、裏猿樂町、駿河臺  
鈴木町、袋町、西紅梅町、東紅梅町、北甲賀町、南甲賀町の  
一部、淡路町二丁目的一部

◇第十六地區(日本橋)中洲町、箱崎町、一―三四丁目、北新  
堀河岸、北新堀河岸、永久河岸

◇第十二地區(日本橋)十三地區(可)十四地區(同)

八月換地池定、十月換地面積決定、十一月確定圖作製、右三  
地區(日本橋)濱町一二丁目の一部、葛蒲河岸、浪花地、住吉  
町、元大阪町、芳町一部、蠣殻町一―三丁目、小網町二―三四  
丁目、新葎町の一部、三丁目、久松町の一部、東萬河岸、鏝  
河岸、行徳河岸、西縁河岸の一部、西河岸町、吳服町、元大  
工町、檜物町、數寄屋町、上槇町、萬町、平松町、青物町、

元四日市町、本材木町一丁目、佐内町、河瀬町、新右衛門町  
樽正町、箱屋町、下槇町、本材木町二丁目、通一―三四丁目  
城邊河岸、四日市河岸、西河岸、材木河岸

◇第十地區(日本橋)九月換地位置決定、十一月換地面積決定  
、十二月確定圖作製、パクロ町一―三四丁目、元柳町、新柳  
町、吉川町、横山町一―三丁目、通鹽町、橋町一―三四丁目

、藥研堀町、米澤町一―三丁目、若松町、村松町、矢の倉町  
濱町一丁目の一部、久松町の一部、東縁河岸、元柳河岸、龜  
井町の一部、小傳馬上町、小傳馬町一―三丁目、通油町、通  
旅籠町、大傳馬町二丁目、堀留町二―三丁目、新材木町、新乘  
物町、岩代町、吹屋町、境町、芳町の一部、田處町、長谷川  
町、新和泉町、新大坂町、元濱町、八代重町、富澤町、高砂  
町、住吉町の一部、浪花町の一部、新葎町の一部、東萬河岸

の一部、西縁町の一部)

◇第一地區(麴町)第十五地區(日本橋)第二地區(麴町)九月換  
地位置決定、十二月換地面積決定、十四年二月確定圖作製  
◇第一地區(富士見町の一部、三番町一部、上六番町、上二  
番町の一部、下二番町の一部、一番町の一部、五番町の一部  
元園町一丁目、二丁目的一部、麴町一―三四丁目、五丁目の  
一部、山元町一二丁目、平河町一―三四丁目、五丁目の一部

準町の一部、元平河町)

◇第十五地區(茅場町河岸、楓河岸兜町、坂本町、三代町、南茅場町、北島町一二丁目、龜島町一二丁目)

◇第二地區(飯田町一二三四丁目の一部、五丁目、六丁目の一部、飯田河岸の一部)

◇第十一地區(日本橋)十月換地位置決定、十四年一月換地面積決定、三月確定圖作製(本銀町一二三四丁目、本石町一二三四丁目、金吹町、十軒店、岩村町、室町一二三丁目、本兩替町、北鞆町、駿河町、本草屋町、品川町、品川裏、河町岸裏、河岸伊勢町、瀬戸物町、本小田原町、長濱町、米河岸安針町、本船町、魚河岸、大傳馬鹽町、鐵砲町、大傳馬町一丁目、堀留町一丁目、小舟町一二三丁目、小網町一、堀江町一二三四丁目、西萬河岸、小舟河岸、末廣河岸、常盤町)

◇第七地區(神田)十一月換地位置決定、十四年三月換地面積決定、五月確定圖作製(表猿樂町の一部、通神保町、南神保町の一部、一ツ橋通、小川町の一部、表神保町の一部、錦町三丁目の一部)

◇第三地區(麴町)第五地區(神田)十二月換地位置決定、十四年三月換地面積決定、五月確定圖作製

◇第三出張所(神田、淺草、本郷、北豊島郡、下谷)

◇第卅一地區(神田)第卅六地區(淺草)七月換地位置決定十月換地面積決定十一月確定圖作製(佐久間河岸、佐久間町一丁目、花房町の一部、花岡町、仲町二丁目的一部、松永町相生町の一部、花田町の一部(練癖町の一部)、仲御徒町一丁目の一部、二丁目の一部、三丁目の一部、御徒町一二丁目、竹町、

◇第卅六地區(北松山町、北清島町、神吉町、松葉町の一部)北稻荷町、上車坂町、萬年町一丁目、下車坂町の一部、車坂町の一部)

◇第卅四地區(淺草、下谷)八月換地位置決定、十月換地面積決定、十一月確定圖作製(南松山町、阿部川町北三筋町の一部、永住町七軒町、南清島町、南稻荷町、西町、車坂町の一部、御徒町三丁目、仲御徒町三丁目一部、上野山下町一部)

仲御徒町四丁目、上野町一丁目的一部、二丁目、五條町、下谷町一二丁目、上野三橋、上野廣小路の一部)

◇第廿八地區(本鐵)等廿九地區(本郷、神田)八月換地位置決定、十一月換地面積決定、十四年一月確定圖作製(元町一二丁目、東竹町、西竹町、弓町一丁目一部、本郷一丁目、金助町、春木町一二三丁目、湯島五六丁目、本郷二丁目一部、三丁目一部、湯島一二三四丁目、妻戀町、湯島三組町、湯島新

丁目一部、湯島一二三四丁目、妻戀町、湯島三組町、湯島新

花野湯島梅園町の一部、湯島天神町一丁目一部、二丁目一部

(神田區、宮本町、同朋町、臺所町、松住町、昌平河岸)

◇第六十三地區(府下)第六十四地區(府下)九月換地位置決定、十一月換地面積決定、十二月確定圖作製、(北豐島町、日暮里町、字金杉の一部、三河島町、字三河島の一部、南千住町字三の輪の一部、南千住町、字三の輪一部、字千住南の一部、字千束、字地方橋場の一部)

◇第三地區(元衛町、大手町二丁目一丁目的一部、道三町、菱瓶町)

◇第五地區(今川小路三丁目二丁目的一部、北神保町、中猿樂町、西小川町一二丁目、三崎町一二三丁目、表猿樂町の一部、二三丁目、三崎河岸)

◇第九地區(神田)十四年一月換地位置決定、三月換地面積決定、五月確定圖作製、元柳原町、東松下町、西松下町、岩本町、松田町、下白壁町、塗師町、南乗物町、美倉町、西福田町、紺屋町、北乗物町、富山町、東紺屋町、東今川町、材木町、東福田町、元岩井町、松枝町、大和町、東龍閑町、柳原河岸の一部、岩井河岸、千代田町の一部、西今川町の一部、新石町の一部、鍛冶町の一部、柳町一部、西今川町の一部、新石町の一部、鍛冶町の一部、柳町の一部、平永町の一部、上

白壁町の一部、黒門町の一部

◇第八地區(神田)十四年三月換地位置決定、六月換地決定七月確定圖作製(美土代町一二三四丁目、錦町一二三三丁目的一部、表神保町の一部、小川町の一部、淡路町一丁目二丁目的一部、駿河臺伊賀町の一部、三崎町一二三四丁目、雉町新銀町、關口町、皆川町、松下町、鎌倉町、鎌倉河岸、佐木町、蠟燭町、旭町の一部、西今川町の一部、新石町の一部、上白壁町の一部、堅大工町、鍛冶町の一部、黒門町の一部、鰯町、多町一二丁目、通新石町、須田町、小柳町、連雀町、平永町の一部、柳町の一部、柳原河岸の一部)

◇第卅地區(神田、本郷、下谷)第卅二地區(神田、淺草)第四十二地區(淺草、下谷)九月換地位置決定、十二月換地面積決定、十四年二月確定圖作製、(神田五軒町、末廣町、金澤町、旅籠町一二三丁目、仲町一丁目的一部、二丁目、花田町の一部、田代町、榮町、元佐久間町、佐久間河岸一部、龜住町、花房町一部、相生町一部)(本郷湯島天神町三丁目、同朋町)(下谷池の端仲町一部、上野元黒門町、上野北大門町、數寄屋町、西黒門町、東黒門町、上野南大門町、城町、長者町一二丁目、同朋町、上野廣小路一部、上野町一丁目的一部、仲御徒町三丁目的一部、二丁目的一部、一丁目一部、練塀町)

部)三十二地區(神田元久右衛門町一、二丁目、八名川町、眞取町、倉知河岸)(淺草向柳原町一、二丁目、左衛門町、上平右衛門町、新福井町、猿屋町、福井町一、二、三丁目、丁五町一部、茅町一、二丁目的一部、須賀町一部、福富町、元鳥越町、西鳥越町、老松町、東三筋町、西三筋町、小島町、北三筋町一部、左衛門河岸、小島河岸)◇第四十三地區(下谷龍泉寺町一部、金杉下町、金杉上町一部、三の輪町、下根岸町の一部)(淺草地方今戸町の一部)◇第三十三地區(淺草)十月換地位置決定、十四年一月換地面積決定、三月確定圖作製、下平衛門町、代地河岸、新森田町、榊町、新片町、新須賀町、旅籠町一、二丁目、茅町一、二丁目一部、瓦町一部、須賀町一部、御藏前片町、南元町、森田町、新旅籠町、南富坂町、北元町、北富坂町、八幡町、三好町、黒船町一部、榮久町一部、鳥越河岸、森下町一部)◇四十三地區(下谷、淺草)十一月換地位置決定、十四年二月換地面積決定、四月確定圖作製、(龍泉寺町一部、金杉下町、金杉上町一部、三の輪町、下根岸町一部、淺草地方今戸町一部)

◇第卅五、卅七、三十八、三十九、四十、四十一地區淺草下谷十二月換地位置決定十四年三月換地面積決定

五月確定圖作製。

三十五地區(淺草黒船町一部諏訪町、新福富町、森下町一部、榮久町一部、高原町、籌町、新猿屋町、駒形町、三間町、田原町一、二、三丁目、材木町、並木町、茶屋町、東仲町、西仲町、松濱町、駒形河岸)卅七地區(淺草松葉町一部、下谷山伏町、新坂本町、萬年町二丁目、豊住町一部、下車坂一部、入谷町一部)卅八地區(淺草田島町、芝崎町、北田原町、新畑町、北仲町、馬道町一、二、三、四丁目、五丁目的一部、六丁目、八丁目的一部、花川戸一部、淺草公園地、千束町二丁目一部、山之宿一部、猿若町二丁目一部、淺草河岸、新谷町一部、千束 一丁目一部)卅九地區(下谷金杉上町一部、龍泉寺町一部、入谷町一部、淺草光月町、千束町一丁目一部、二丁目一部)四十地區(淺草千束町三丁目、二丁目一部、一丁目一部、象潟町、馬道七丁目八丁目一部、五丁目一部、猿若町一丁目一部、猿若町二、三丁目、聖天町、金龍山瓦町一部、山之宿町一部、山川町、聖天横町、田町一、二丁目)東部、新谷町一部、地方今戸町一部、淺草河岸一部)四十一地區(淺草元吉町一部、山谷町一部、玉姬町一部、橋場一部、今戸町一部、龜岡町一、二、三丁目、吉野町、淺草町一部、田中町一部、地方今戸町丁部)

◇第四十九地區(本所、七月換地位置決定、九月換地面積決定

定、十一月確定圖作製（龜澤町一丁目一部、相生町一、二、三、四、五丁目、松坂町一、二丁目、元町、小泉町、藤代町、横綱町一丁目一部、尾上河岸、北豎河岸一部）

西平野町、山本町、靈岸町一部、仙臺堀河岸、清住河岸、第六十五地區（府下）

◇第五十八地區（深川）八月換地位置決定、十月換地面積決定、十一月確定圖作製（佐賀町一、二丁目、中川町、今川町、富田町、西永代町、堀川町、永堀町、東永代町、大住町、材木町、佐賀町、小松町、富吉町、相川町、隈井町、諸町、中島町、大島町、蛤町一、二丁目一部、一色町、伊澤町、松村町、福住町、黒江町、門前仲町一部、古石場一部、大島河岸、濱邊河岸、巽河岸、奥の河岸、永代河岸、佐賀町河岸、西永代河岸、松賀河岸、小松河岸、南仙臺堀河岸一部、伊澤河岸、松村河岸、一色河岸、近江屋河岸、加賀河岸、門前河岸一部、油堀河岸一部、大住河岸）

九月換地位置決定、十一月換地面積決定、十二月確定圖作製（東京府南葛飾郡砂町大字八右衛門の一部本砂町一部同町大字永代）以上

### ◎横濱に於ける本年着手の道路と橋梁

◇第四十六地區（本所）五十五地區（深川）  
八月換地位置決定、十二月換地面積決定、十四年二月確定圖作製。

横濱市が復興舊豫算として參事會に提案した六千百七十萬四千八百八十六圓の内既定の街路費及土地區劃整理費の一千百九十七萬圓を除くと五千百十萬七千八百八十六圓といふ巨額な追加となつた譯であるが是は如何なる費用に用ひられ市民の生活に寄與せんとするか何人も知らんと欲する所であらう先づ一復興事業豫算三千百十九萬二千圓の中より記すと

(イ) 道路橋梁費 七四四二〇〇〇圓

作製。

大正十三年度分 一、道路工事費 一一二四六〇〇

内 譯

◇第四十六地區（本所）一、二丁目一部、南北二葉町一部、横綱町一、二丁目一部、龜澤町二丁目一部、石原町一部、外手町一部、荒井町一部、番場町一部、埋堀河岸）五十五地區（深川）清住町、伊勢崎町、西大工町、東大工町、仲大工町、

甲號（地場及碎石道）△自境町二丁目至北園町及日本通一部  
△自永樂町至眞金町  
此延長四百九十間二面積三千九百五十八坪四四金額十萬百



八圓九十五錢

乙號(碎石道)△元伊勢佐木町警察署脇△自吉田橋東詰至南仲通四丁目△自辨天橋至太田町五丁目△自吉田橋際至都橋△

△關内太田町附近△埋地及南吉田町△關内山下町  
此延長一萬一千四百九十九間八五金二十四萬七千八十四圓六十錢

自蓬萊橋至羽衣町一丁目△自豐國橋至海岸通三丁目△自龜の橋至翁町一丁目△自花園橋際至千歲町一丁目△海岸通一二三

石垣工事△山手町櫻道△磯子町宇禪馬國道筋  
此延長百三十八間面積二百五十一坪金一萬四千八百五十三圓九十六錢

丁目△自太田町一丁目至同四丁目△自越後町至堀川町△西平

二、橋梁工事費 五一六九一〇

沼町至岡野町小學校脇△海岸通及自海岸通一丁目至常盤町一丁目△自花園橋至海岸通一丁目△海岸通グランドホテル前△

架換工事△龜の橋△久良岐橋△日枝橋△觀音橋△鶴の橋△

自岡野町縣道至淺間町水道線路△自境町一丁目至薩摩町

平戸橋△錦橋△扇橋△前田橋△松影橋以上十橋

此延長五千七十六間面積二萬八千四百七坪九金四十七萬二千三百三十九圓二千四錢

金額 五十一萬六千九百十圓  
設計監督費 九八四九〇

丙號(盛土及砂利敷)△山下町△關内△關外△堀地△眞金町

道路橋梁合計 一七四〇〇〇〇

附近△南吉田町南六丁目附近△山手町北方町△木牧町△中村町△根岸町△瀧頭町△堀内町△磯子町△蒔田町△岡村大町△

◎技術に關する質疑應答開始

岡町△弘明寺町△井土ヶ谷町△南太田町△西戶部町△久保町△西平沼町△岡野町△青木町△神奈川町△子安町△表高島町

附近△花咲町附近

面積四萬五百三坪九四金二十九萬四百十三圓二十五錢

側溝工事△岡野町△西平沼町△關外及南吉田町蒔田町

從來の質疑應答欄は、道路行政に關係ある法律、命令、訓令、または通牒等に付て生じたる、疑義に就て應答し來りるが、今回、幹事、牧野、佐藤兩内務技師が、技術に關する質問の應答を擔任することとなりたるを以て、右に關し生じたる疑問は隔意なく質問あらむことを望む、